

児童養護施設における家族支援と 家庭支援専門相談員の新たな役割 —家族再統合事例を手掛かりに—

村田 典子

1. 研究目的

児童養護施設は、近年、入所児の多くに親がいる一方で、父母の行方不明や拘禁、父母の虐待、放任、養育拒否、不和及び精神疾患等、家庭環境の問題等を理由に施設入所に至る子どもが増加している。また、入所児の6割が被虐待児であり、事態の重篤化が入所期間の長期化をもたらし、多くの施設で対応が難しくなっている等の課題を抱えている。

このような状況の中で、1997年に児童福祉法が改正され、翌1998年3月5日に発出された「児家第9号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知」で、児童養護施設等に対して「入所者個人の自立支援計画の策定」が義務づけられた。いわゆる「第9号通知」と言われるもので、この「通知」で言う児童自立支援計画とは、入所児の自立支援を促進するにあたり、各施設において児童相談所の援助指針を受けつつ入所児及び保護者の意向と関係者の意見を踏まえて作成されるものである。また、学校や児童相談所等の地域の関係機関との連携を推進しながら、入所児の自立を支援するところに策定の狙いがある。

そこで本研究では、都内にある児童養護施設で取り組まれた支援の中から、家庭復帰を果たすことのできた事例を取り上げ、家庭支援専門相談員（以下、ファミリーソーシャルワーカー＝FSWとする）の働きに焦点化しながら実践過程に見出せる施設養護としての特徴と意味について検証する。

かつて児童自立支援計画の策定を促進し、支援の意図を容易に説明できる実践の展開を目指す研究への助成を申請したところ、2004年度～2005年度に日本学術振興会科学研究費の基盤研究に採択された。研究主題は「児童養護施設連携を目指す自立支援計画策定のためのサポートシステムに関する研究」（研究代表者＝北川清一）である。ここでは基盤研究の代表者であった北川清一が主宰する「東京児童養護施設ケアマネジメント研究会」において作成されたPCソフト「児童自立支援計画サポートシステム（Ver.3）」

の試運転の成果を踏まえ、広く児童養護施設での実用化に向け「子ども自立支援計画サポートシステム（Ver.4）」に発展させることを企図し分担研究者として研究に着手した。また、伝承することの難しい名人芸的实践とも表現される児童養護施設実践について、「わかりやすく説明できる実践」となる支援システムの体系化に繋がるパラダイム転換を促進するため、「研究会」メンバーが所属する建物形態の異なる児童養護施設（5カ所）を中心に、本PCソフト（Ver.4）の導入を試験的に行って来た。その際の検証課題については、「研究会」の中で以下の5点とする合意を得て、取り組みを開始した。

- ①子どもや保護者の意向を反映させたケアをいかに組み立てるか。
- ②実際のケアに対して利用者の求めがあるか否かを問わず、説明責任を果たす実践環境をいかに整えるか。
- ③ケアの連続性／継続性を確保する上で児童相談所及び他の児童養護施設との連携をいかに図るか。
- ④施設内スタッフとの協働を円滑化するための実践環境をいかに整えるか。
- ⑤施設外の専門家との連携を図る際に必要な資料・情報提供をいかに行うか。

このような5点を挙げ、児童養護施設としての建物形態に類似性がなくても、施設養護に参画する社会福祉専門職としての共通理解が確立していた場合、策定された自立支援計画が支援過程において形骸化することなく運用され、作成したPCソフト（Ver.4）がサポート機能としてどの程度まで有効に起動しているのか否かを検証することとした。なお、現在、その成果とも考えているが、PCソフト「子ども自立支援計画サポートシステム（Ver.7.1）」が、全国30カ所の児童養護施設及び6カ所のファミリーホームで起動中である。

2. 研究の視点及び方法

協力施設において以下の項目を手がかりに事例分析及びヒアリング調査を行い、施設養護としての実践過程の特徴と意味について検証した。

- ①組織（児童養護施設）における施設長の役割とケース管理責任
- ②子ども自立支援計画サポートPCシステム（独自仕様）の活用
- ③家族支援専門相談員（FSW）業務や情報の移行・共有の進め方
- ④児童相談所との連携
- ⑤子ども家庭支援センターとの連携
- ⑥関係者会議の持ち方
- ⑦法人雇用スーパーバイザー（施設内では統括スーパーバイザーと呼称）の機能
- ⑧FSWや基幹的職員に今後期待される役割

なお、調査対象とした児童養護施設を本研究で取り上げた理由は、他の児童養護施設

とは異なる幾つかの特徴を持っているからである。

- ①児童養護施設のスタッフは短大・専門学校卒の保育士や、大学卒の児童指導員で大半を占める実態がある中で、当該施設は施設長、基幹的職員、生活支援スタッフ（児童指導員・保育士に変わる名称を用いている）、FSWは社会福祉系大学の卒業者からの登用を基本としており、特に施設長、基幹的児童指導員、FSWは大学院修了者、保育士も4年生大学で保育士資格を取得した者が多数を占め、職員の業務に対する専門性（意識・モチベーション）が高いこと。
- ②保育士と児童指導員の機能（職掌）分離が不分明な児童養護施設が多い中で、当該施設はそれが明確に分離されていること。
- ③FSWや統括スーパーバイザー、心理職の独自機能が、施設養護として展開されている生活支援の過程に組み込まれて発揮される職務体系を形成していること。
- ④通常、施設職員だけで行われるケースカンファレンスに、児童相談所の児童福祉司が常時同席していること
- ⑤施設養護の過程を「社会福祉（実践）は人としての可能性の追求であり、人生の新しい可能性を拓いていく手段のひとつ」とする実践指針（guideline）を掲げ、その場面にスタッフが共有すべき支援目標として、子どもと家族の暮らしを活性化・再生化（treatment）することとしたエコロジカルソーシャルワークの実践基盤に立って組み立てようとしていること。

3. 家庭支援専門相談員（FSW）の異同

まず初めに、ファミリーソーシャルワーカー＝FSWについて説明しておきたい。FSWは、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を対象に、施設入所児童の早期家庭復帰等を図るため、施設入所前から退所まで、更には退所後のアフターケアに至る総合的な家庭調整を担う職員として配置された。児童福祉施設最低基準の第42条においては、「家庭支援専門相談員は社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第2項で各号のいずれかに該当する者でなければならない」と規定されている。

わが国では1960年代半ばに施設養護におけるファミリー・ケースワーカーやファミリー・ケースワーク・サービスの重要性について注目されるようになったが¹⁾、久しく棚上げ状態になっていた。

その後も全国養護施設協議会は、1995年2月に『養護施設の近未来像』を発表し、その中で再度ファミリー・ケースワークの重要性について述べている。さらに、2001年10月に発表された『児童養護施設における近未来像Ⅱ』においては、ファミリー・ケースワーカーが「ファミリー・ソーシャルワーク（FSW）」に変更され、その役割と配置

の必要性について論じている。そして2004年度になって厚生労働省は、児童養護施設等における新たな専門職として「家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャルワーカー）」の配置を決定することになった。これは2003年10月に出された社会保障審議会児童部会の「社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書」において、「児童福祉施設には、子どもを取り巻く家庭や地域との調整など、自らがケースワークを進めるために家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）を配置すべきである」という意見が出されたことが契機となっている。この報告を受けて、2003年11月に社会保障審議会児童部会は「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」の中で、「児童福祉施設においては、施設に入所している子どもの家庭復帰や家族再統合に向けて、子どもへの支援のみならず、家族への支援や親権者との関係調整を適切に実施していくとともに、施設を退所し、地域で生活する子どもに対するアフターケアを充実させていくことが重要」であること、さらに「児童福祉施設は、養育に関する専門知識、経験を生かし、地域の子どものやその家族（里親を含む）に対して、必要な支援を行うことも必要」であるとし、ファミリーソーシャルワーカーが明確に位置付けられたのである。

4. 施設で暮らす兄弟事例の概要

（本事例は課題の本質を変容させない範囲で加工して提示した。）

児童相談所から送付されてきた兄の児童票に記載された主訴は「被虐待」であった。具体的には i) 父から母へのDV、暴言、物にあたる、ii) 父から兄への心理的虐待（威圧、脅し）、iii) 母から兄への身体的虐待（叩く）、心理的虐待（暴言）という連鎖があり、やがて実母と兄弟は母子生活支援施設への入所に至った。ところが、実母の精神不安定から入所期間中の2年間に渡り、兄弟に対して暴言や身体的な暴力が重なり、母子生活支援施設から児童相談所に虐待通告され、兄弟ともに児童養護施設措置となった。

このケースは、離婚経験のある実父と初婚の実母との間に兄を妊娠したことで結婚に至り、4年後に弟を出産する。実父には実母との結婚前から多額の借金があり、また、実母は、結婚前から心療内科に通院し、その誘因を厳しい父のもとで育てられた自分の生育歴に求めている様子が伺えた。家庭生活の中では、実父から実母に対してDVがあり、「金を借りて来い」と大声で怒鳴り散らされたり、実母が土下座して謝る様子を、兄弟は目撃していた。さらに、生活の中で、常時、実父から兄弟に対する威圧的態度（心理的虐待）もあった。その後、実父から逃れるため、実母は兄弟を伴い母子生活支援施設Aホームに入所し、3人での暮らしが始まった。実母は、兄をF病院のプレイセラピーに通わせていたこともあり、家族の不安定さが子どもの不安定さを生んだと考えていた。

母子生活支援施設の生活では、実母と兄の関係が不安定になり、実母から兄に対する暴力（身体的虐待）と暴言（心理的虐待）が続いた。見かねた母子生活支援施設の職員が児童相談所へ虐待通告し、2006年11月2日に一時保護が始まる。実母は同日、K病院に適応障害の診断で入院した。長期入院となるため、兄弟の施設入所が決まり、2006年12月28日に当該施設に兄弟で入所した。この頃、実父と実母の離婚が成立した。

実母はK病院を退院後、同病院のデイサービスを経て、精神障害者授産施設に通所するようになった。実母自身の生計の安定が図られる事態は、やがて兄弟の引き取りを実母が強く希望することになろう点を、今後の対応にあたり想定内事項として抑えておく必要があった。本ケースでは、この想定された事態への対処法として、当該施設側から児童相談所に具体的に提案する働きかけを行った。その回答のひとつが間もなく児童相談所から出されるが、このようなやり取りは定期的実施されるカンファレンスに担当児童福祉司が同席する関係によってもたらされたと推測される。2009年1月に実母の担当医、児童相談所の児童福祉司、当該施設の職員の3者によるミニカンファレンスが実施され、担当医から「精神病が完治することは難しく、病とうまく付き合いながら生きていくことになるだろう」との見立てを得ることになった。さらに、「そのような状態ではあるが、サポート体制が出来るのであれば、家族再統合²⁾も可能であろう」という見立ても得た。その結果を受け、2009年3月27日に、実母、子ども家庭支援センター職員、児童相談所の児童福祉司、当該施設の職員の4者で関係者会議を開き、当該施設から、地域レベルで母子を支える基盤として、家族として居住を予定していた地域に設置されていた「A市子ども家庭支援センター」への協力を求め、支援の輪を広げる努力（ネットワークの構築）が始まった。やがて子ども家庭支援センター職員による家庭訪問や実母との面談によって、実母と子ども家庭支援センターとの関係は良好になっていった。

その一方で、当該施設入所後、FSWを中核に計画・準備された定期的な母子面談を経て、2009年12月より引き取りを目的とした定期外泊へと移行した。実母と子どもが「家で暮らす」ことをテーマに、2009年12月から2010年5月まで、年末年始や春休み、GWなどの長期休暇時に外泊を続けた。初めは外食やテーマパークへの外出が多く、イベント的な外泊であったが、外泊後の振り返りの中で、具体的に家で暮らすための生活イメージ作りを行い、テーマを見つけて、目的を持った外泊を続けられるよう支援の一貫性と継続性を担保した介入が続いた。それは下図に掲げたFSWによる家族再統合に向けた目的意識的な支援の展開と言える。同時に、実母の病状安定に伴って、子どもの課題やそれに対する施設内での対応方法、子ども自身の持つ「強さ（ストレングスの視点）」を担当職員から実母に伝えていきながら、分離された状態であっても実母と一緒に子育てについて考えるという取り組みを行った。このような取り組みの成果を施設内のカンファレンスで確認しながら、家族再統合への準備段階として位置づけている定期

外泊を2010年6月から月2回のペースで開始した。

また、引き取り後の地域支援の軸として「A市子ども家庭支援センター」と連携を図りながら、約1年半の時間をかけて両施設間でのケースに関する情報の共有に努め、実母と子ども家庭支援センターとの関係作りに努めた。その結果、地域において家族の見守り機能を担う「A市子ども家庭支援センター」が当該施設とのやり取り場面に実母と同行し、一緒になって兄弟の受け入れ態勢を準備した。

最終的には、児童相談所、児童養護施設、子ども家庭支援センター、実母の主治医、精神障害者授産施設、市役所の生活保護担当、保育所、小学校といった様々な機関が一家を支えるため、それぞれの専門として担う支援を行い、本家族が家族として暮らすのに必要な環境を整えることができるまでに至った。実母の病状回復による主訴改善と母子関係の改善、地域支援体制の確立が図られたことから、引き取りは当初2011年3月と予定していたが、半年早い2010年8月に児童養護施設の退所に至り、家族再統合が実現した。

5. 結論

①組織における施設長の役割とケース管理責任について

施設長は、当該事例への支援開始当初はFSWとして、その後は施設長としてかかわりを持っていたこともあり、担当職員のサポートや関係機関・施設との連携、関係者会議における進行役等を率先して勤める等、ケースの支援過程に重要な役割を果たしていた。その働きは、担当者にすべてをまかせることとは異質で、ケース管理者として把握、助言、支持を与えていくことによって、「ケース管理責任」を意識した一形態となっていることが明らかになった。

②こども自立支援計画サポートPCシステム（Ver.7.110独自仕様）の活用について

支援を行う上で日常的に子ども自立支援計画サポートPCシステムを活用し、担当者のみならず、職員間での情報共有や今後の支援計画の展開を展望する場面で、本システムを活用することが定着した状況がある。なお、本システムは現在、本施設と大学教授の協働によって開発された独自仕様（ソーシャルワークの支援ツールとしてあるジェノグラム、エコマップ、ライフヒストリー、支援記録等が支援計画と連動して作成できる仕様）となっている。

③FSW業務や情報の移行・共有の進め方について

支援期間中、何度かFSWの担当変更があったが、子ども自立支援計画サポートPCシステムの活用により、支援記録をはじめとする情報の効率的運用を可能になった。職員

が前任者によって蓄積された情報等を確認し継承することによって、スムーズに業務や情報の移行や共有が可能になり、実践環境が整備されてきた様子が確認できた。

④児童相談所との連携について

本ケースを担当する児童相談所から提示された「家庭復帰プログラム」と当該施設が作成した「段階的プログラム」を照合しつつ、児童養護施設や子ども家庭支援センター等の中で明確に役割分担・連携を図りながら、浮上してきた各々の課題に対して責任を持って対応していくとともに、組織・機能上のテリトリーの違いを超えて報告・情報の共有に努めてきた。連携・協働が円滑に図られるための条件として何を必要とされるか、機関・組織間で事前に準備すべきものは何かを知る貴重なケースとなっていることが理解できた。

家族再統合を企図した段階的な支援プログラム

(当該施設作成の「事業計画書」からの抜粋)

児童相談所が児童養護施設への入所を決定し、子どもが措置されることになった場合、児童票に掲げられた「支援目標」は、多くの子どもが「家族再統合」「家庭復帰」と記載され、子どもの家族（親）もそのための「関与」を求めてくる。そして、施設側は「家族関係」の希薄化を回避するためとして、入所間もなくの段階から「家族関係」の交流を図る事例も散見する。ここでは「無計画」「闇雲^{やみくも}」に交流を図ることをしない「支援プログラム」を考えてみたい。

- 1) 施設内交流（スタッフも参画）
- 2) 施設から外出（外食など・スタッフも参画）
- 3) 施設から親子だけで外出
- 4) 自宅に1泊程度の宿泊
- 5) 自宅に連泊

- ※ ①自宅環境の確認
- ②兄相・本兄・家族に対して段階的プログラムを実施することの意味を説明し、合意（同意）の取り付けを行う（ケアスタッフの同席を求める）。
 - ③いずれにプログラムも終了時に親面接・親子面接・子ども面接を行う。
 - ④面接終了時には各プログラムの達成状況（評価）について明確に伝達する。

⑤子ども家庭支援センターとの連携について

本ケースの意向でもある「家族再統合」を果たすためには、依然として「あやうさ」を抱える母子だけに、地域レベルでの見守り体制の確立が必要と判断された。当該施設からの児童相談所への働きかけは、子ども家庭支援センターとの連携の方法を切り開いた。自立支援計画が一連の働きかけを必要とする要請の科学的根拠（evidence）となり、以後、要請事項の内容を共有できた子ども家庭支援センターによる当該母子への働きか

けを児童相談所や当該施設がバックアップする体制がスムーズに構築される契機となっている。

⑥関係者会議の持ち方について

本ケースに関与・介入する組織・機関が拡大する過程で、かかわりの重複や必要なかかわりの欠落の発生が危惧された。そのような状況を放置することは利用者新たな課題をもたらすことにもなりかねない。そこで当該施設のFSWが主導して、関係者会議の開催を提案することとなり、以後、具体的テーマを設定して会議に臨み、各組織・機関が持っている情報の開示、共有、役割の明確化を図りながら会議を進めることになったのは、当該施設のFSWによる働きかけが契機になっていることが明らかになった。ここでは、会議を設定するタイミングを押し量る能力や、それを提案したり企画する能力もFSWには求められることが明らかになった。

⑦法人が雇用する統括スーパーバイザーの機能について

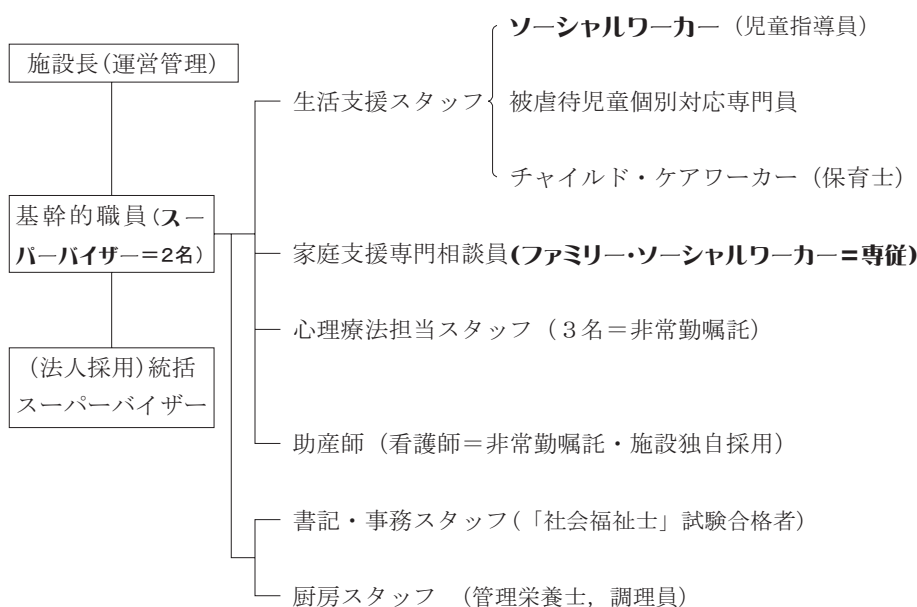
就労間もなく退職してしまう若手職員が多い実態が報告されている中で、当該施設では、職員の支援体制の強化およびスタッフの精神衛生の安定を図るため、早い時期から施設内スーパーバイザー（基幹的職員）とは別に、法人が独自に設置基準外スタッフとしてスーパーバイザーの採用を行うと言うシステムが起動していた。本ケースの支援体制の強化・整備を検討する場面で統括スーパーバイザーによる「支持機能」が有効に働き、生活支援スタッフ及び家庭支援専門相談員の業務をサポートする体制の強化が促進された意義は大きいと考えられる。とりわけ支援課題が重層化し、対処の方法に混乱が生じた場合、実践現場では、当該の子ども／家族に全ての思考が集中し、環境との相互接触面の状況に対する配慮が欠ける一方で、個体への子どもの状態像にのみ焦点化する対処療法的な対応・議論に終始する傾向が強くなる。当該施設が共有すべきソーシャルワーク組織として共有すべき「対象（人・課題・環境）理解」に立った支援の方向性を探る機会がスーパーバイザーからの支援の場で常設的に与えられていることは画期的なことと言えよう。ここでさらに着目したいことは、実践現場でのスーパービジョン機能の強化が求められる中で「基幹的職員」の配置が図らたが、当該施設では、その「基幹的職員」の育成役として法人採用のスーパーバイザーが位置付けられている点である。施設養護の過程で十全に機能できる「基幹的職員」の養成体制を独自に構築した取り組みは、この人材が突然のごとく制度化され、機能不全状態にある現場が多いだけに注目したい。

⑧FSWや基幹的職員に今後期待される役割について

「ソーシャルワーク組織」（次頁の図参照）を構想して組み立てられている当該施設の

スタッフ構成図から明らかなように、法人雇用の統括スーパーバイザーの支持を得ながら、施設内ではFSWとしての固有な機能の明確化が図られつつあり、併せて、その業務過程に伴走することを期待されている基幹的職員の新たな役割付与を企図した職員体制が定着しつつあることが分かる。FSWや基幹的職員の機能が実態と照合しても今なお明確にならない現実がある中で、「それは何を期待されるスタッフなのか」について政策主導ではない形で発信されるならば、実践環境としてのソーシャルワークの理論と実践の乖離問題を超克できる可能性を感じ取れることになる。

職員の配置
=実践環境としてのソーシャルワーク組織の体現を企図するスタッフの配置図



2004年4月28日に発出された厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知では「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に入所している児童のうち虐待等家庭環境上の理由により入所している児童については、(中略)早期の家庭復帰等を支援するための体制を強化する必要があるため、児童の早期家庭復帰、里親委託等の支援を専門に担当する職員〈家庭支援専門相談員〉を乳児院等に配置する(後略)」とされた。そして、家庭支援専門相談員の業務内容として「1. 保護者等への早期家庭復帰のための業務として、①保護者等への施設内または保護者宅訪問による養育相談、養育指導等、②保護者等への家庭復帰後における相談・養育指導、2. 退所後の児童に対する継続した生活相談など、3. 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画、4. 施設職員への助言・指導及び処遇会議への出席、5. 児童相談所等関係機関との連絡・調整等を行うこと」とされている。このような業務を施設内で1

名のみの配置となるFSWが担うには、それを可能にする実践環境を整える必要があった。しかし、整えるための方向性すら示し得ないのが、児童養護施設の現行の姿とも言える。当該施設は、児童養護施設において取り組まれる社会福祉実践について、それを「治療的養育」や「ケアワーク」ではなく、「ソーシャルワーク」実践であるべきことを宣言して新たな施設養護としての支援過程を模索していこうとしている。

今後の本研究は、子どもの最善の利益を保証する取り組みを最優先課題とする視座を持った職員配置と職員養成を企図した施設運営に力を注ぐ当該施設の「子育て（＝子ども本人への支援）」と「子育て（＝親への支援）」の支援の「視座」から、「児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワーク」ではなく「児童養護施設のソーシャルワーク」と表記することに拘る意図について、ケースを通じて検証し、その成果を多様な形で展開されている現行の施設養護を「理論化」する際の新しい可能性を探る取り組みに繋げていきたいと考えている。

注

- 1) 秋山智久「養護施設におけるファミリー・ケースワーク」『季刊児童養護 第6巻第2号』全国社会福祉協議会養護施設協議会, 1974年。藤本昇「施設養護の技術と方法」大谷嘉朗, 吉沢英子監修『養護の理論と実際—養護内容を中心として—』相川書房, 1975年, 大谷嘉朗『保育原理Ⅱ改訂保育養成講座第10巻』全国社会福祉協議会, 1976年等がある。
- 2) 家庭復帰とは、子どもと家族が一つ屋根の下で一緒に暮らすことを意味するのに対し、家族再統合とは、子どもと家族の関係性の修復を意味するもので、必ずしも一つ屋根の下で暮らすことだけを意味しない事象として、用語の使い分けを行った。